

## 令和6年度青森市クルーズ船乗船客向け市内周遊ツアー造成支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、青森港に寄港するクルーズ船の乗船客の市内周遊を促進するため、市内周遊ツアーの造成又は催行に関する業務を行う事業者に対し、当該年度の予算の範囲内で助成金を交付し、もって本市の観光振興に資することを目的とする。

### (助成金交付の対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する事業者（個人を含む。）であって、国内に所在し、及び市税に未納の額がないものとする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた事業者
- (2) 旅行業法第23条の規定による登録を受けた事業者

### (助成金交付の対象業務)

第3条 助成金の交付の対象となる業務は、次に掲げる条件を満たし、第1条の目的を達成するために効果的と市長が認めるツアー（以下「対象ツアー」という。）の造成又は催行に関する業務とする。

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに青森港に寄港するクルーズ船乗船客を対象とするものであること。
- (2) 本市のみを周遊し、観光施設を2か所以上訪問すること
- (3) ツアーガイドが帯同するものであること。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象ツアーの延べ利用者数（添乗員等ツアーに係る業務に従事する者を除く。）に、1人当たり2,000円（1人当たりのツアー代金が2,000円に満たない場合は、その額）を乗じた額とする。

### (助成金交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、青森市クルーズ船乗船客向け市内周遊ツアー造成支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) ツアー実施計画書（様式第2号）
- (2) ツアーの企画概要を明らかにした資料

2 前項の申請は、対象ツアーを実施する10日前までに行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

### (助成金交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、助成金の交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(対象ツアーの内容変更等)

第7条 前条の規定により助成金交付の決定の通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、対象ツアーの内容に変更が生じたとき、又は対象ツアーを中止しようとするときは、青森市クルーズ船乗船客向け市内周遊ツアー造成支援事業助成金変更(中止)申請書(様式第3号)を速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

(業務実績報告)

第8条 助成事業者は、対象ツアーについて業務が完了したときは、業務実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市内を周遊し観光施設等に訪問した内容を証明できる書類

(2) ツアー利用者数が証明できる書類

2 前項の報告は、対象ツアー終了後20日以内に提出するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、助成事業者に対し必要に応じて業務の執行状況について報告を求めることがある。

(助成金の交付額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査により、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の助成金の額の確定に当たっては、第6条の規定により交付の決定をした場合において対象ツアーの要件を満たすツアーであっても、ツアーを実施した結果(天候、不慮の事故等のやむを得ない理由によりツアー行程に変更が生じた場合を除く。)としてその全部又は一部が対象ツアーの要件を満たさないツアーであるときは、当該ツアーについて助成金交付の対象としない。

(助成金の請求)

第10条 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の額の確定の通知を受けたときは、請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により助成事業者から助成金の請求を受けたときは、請求のあった日から30日以内に当該助成事業者に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の支払方法等)

第12条 助成金の支払通貨は円とし、日本国内の預金又は貯金の口座へ振り込むものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第13条 市長は、助成金の交付を受ける助成事業者が次の各号のいずれかに該当した

ときは、助成金の交付の決定を取り消すことがある。この場合において、既に交付した助成金がある場合は、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱に基づく申請書類等に虚偽の記載をし、その他不正の行為があると認められたとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。